

作品募集 第14回 ともなり文芸祭り

応募期間／8月1日(水)～10月31日(水)必着
 種目／短歌、俳句、川柳、詩(漢詩を除く)
 部門／小学生の部、中学生・高校生の部、一般の部
 応募資格／県内に在住または通勤・通学している方 ※短歌一般の部のみ全国から募集
 応募要領／短歌・俳句・川柳…専用応募はがき(生涯学習課などにあります)でご応募ください。
 一人につき2首(句)まで。(短歌一般の部は、1組2首までで何組でも可。)
 詩…400字詰め原稿用紙2枚以内。
 一人につき1編まで。
 ※いずれも自作・未発表のもの(二重投稿不可)
 投稿料／短歌一般の部のみ1組2首で1,000円(現金書留か定額小為替を利用)
 ※短歌一般の部にお申し込みの方には入賞作品集を差し上げます。

第14回 ともなり文芸祭り
 日時／平成25年2月24日(日) 13:00開会
 会場／矢板市文化会館大ホール
 内容／篠弘氏(歌人)による講演会、表彰式、講評



応募方法／黒のボールペンで次の項目を記入し、直接または郵送で応募ください。
 ①部門 ②種目 ③作品 ④住所・郵便番号 ⑤氏名・ふりがな ⑥年齢 ⑦電話番号 ⑧学校名・学年 ⑨ともなり文芸祭り式典〈平成25年2月24日(日)〉の出欠
 賞／大賞、準大賞、奨励賞、入選 ※応募の際に記入いただく個人情報、ともなり文芸祭り事業以外の目的には使用しません。
 応募・問い合わせ／〒329-2165 矢板市矢板106-2 矢板市生涯学習課「ともなり文芸祭り」係 ☎(43)6218

「再生可能エネルギー発電促進賦課金」減免措置に関するご案内

平成24年7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されました。この制度は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスによって発電した電力を、電気事業者、一定の期間・価格で買い取ることを義務づけるとともに、再生可能エネルギーを買い取る費用を、電気を利用する消費者がそれぞれ使用量に応じて、「賦課金」という形で電気料金の一部として負担するというものです。
 今回、東日本大震災で著しい被害を受けた方に対して、一定の期間、賦課金の支払いが免除となる減免措置を行います。
 対象者／・地震による被害で、被災元を管轄する市町村などから「り災証明」を受けた方
 ・福島第一原子力発電所の事故により、警戒区域などから東京電力供給エリアに避難された方
 減免措置適用期間／平成24年8月分から平成25年4月分の電気料金に適用される賦課金
 必要書類／・「再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置申込書」
 ※東京電力ホームページ(<http://www.tepco.co.jp/tochigi/index-j.html>)、東京電力窓口などにあります。
 ・建物などに関する被害状況が記載された「り災証明書」の写し、または「被災証明書」の写しなど
 申し込み方法／必要書類を郵送または、東京電力窓口までお持ちください。
 ※詳しくは、お問い合わせください。
 郵送・窓口／〒324-0051 大田原市山の手1-9-14 東京電力(株)栃木北支社 お客さまサービスグループ 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)
 申し込み手続きに関する問い合わせ／東京電力 栃木カスタマーセンター ☎0120(995)112
 り災証明書の問い合わせ／市総務課 ☎(43)1113

好評受付中 矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金 ～市内にマイホームを取得する方へ～

市では、第2次21世紀矢板市総合計画の目標人口(38,500人)を達成するために、市内に新たに住居を求めの方に対して補助金を交付することで、一層の定住促進を図ることを目的とし、この補助制度を始めました。
 平成23年10月から制度が始まり、54の方がこの補助金を利用しています。(平成24年8月1日現在)

条件／次の①～④の全てを満たすこと
 ①平成23年10月1日から平成28年3月31日までの間に、新たに矢板市内に住宅を取得し(引き渡しを受け)、住民票を異動し、実際にそこに住むこと。
 ②引き渡しを受けた住宅に2人以上で入居し、5年以上定住すること。
 ③住宅の所有者が、住宅の引き渡しを受けた時点で45歳以下であること。
 ④引き渡しを受けた住宅に同居する世帯員全員に、市税等の滞納がないこと。
 ※市外から転入する方だけでなく、市内での転居も対象となります。
 ただし、同敷地内での増改築・建て替えなど、転入または転出を伴わない場合は対象になりません。

補助金額／

基本補助(①～④のいずれか)	条件による加算(該当する場合追加)
①新規用地購入 + 住宅新築 50万円	⑤18歳以下の生計を共にする子どもがいる場合 5万円(子どもの数で金額は変わりません) ⑥矢板市内の建築業者を利用した場合 5万円
②住宅のみ新築 40万円	
③用地 + 中古住宅購入 30万円	
④中古住宅のみ購入 20万円	

(注意)・住宅新築とは、新築建売住宅購入も含まれますが、工事完了日より1年以内の住宅で、まだ人が居住したことの無いものです。
 補助金の受付／申請期限は、住宅の引き渡しを受けた日から1年以内です。
 補助金対象外／①東日本大震災で被災し、「矢板市被災者生活再建支援金」の適用を受けた方
 ②別荘等の一時的居住を目的としたもの
 ③公共工事に伴う住居の移転・建て替え
 ④建て替えのための一時的な転居など
 補助金の返還／①不正な手段などにより補助金の交付を受けたとき。
 ②正当な理由がないのに、補助金の交付を受けた住宅に転入・転居してから5年未満に転出、または住宅を第三者に譲渡したとき。
 他の補助事業との併用／この制度は、住宅用太陽光発電設置費補助金などの市の制度や、とちぎ材の家づくり支援事業など国県の制度と併用できます。
 そのほか／・この補助金は、所得税法の「一時所得」として扱われます。詳しくは税務署または市税務課に確認してください。
 ・個別に補助の要件が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
 申請・問い合わせ／総合政策課 秘書政策班 ☎(43)1112

